

十八世紀におけるエジプト・シリア社會・經濟を傳える新しい史料として、マグリブ巡禮記の重要性を強調したい。本發表では、マムルーク朝 سلطان al-Mansur Iala'ud 時代にアレキサンドリア、カイロ、クース、アイザーブを通り、紅海を渡ってジッダからメッカ巡禮を果たしたセウタ生まれの人 P. T. El-Jib による巡禮記 *Mustafad al-Rihla wal-Itirab* をとりあげて、とくにクース・アイザーブ道をめぐる國家・遊牧民・商人たちのかかわり方、交通運輸の具體的なあり方について考えてみたい。

アンカラ戦以後のオスマン・ティムール

兩朝關係

小山皓一郎

一四〇二年のアンカラ會戦と、これに先立つオスマン・ティムール兩朝關係については、既に加藤和秀氏の論考もあり、比較的研究されているが、この戦いの戦後處理とティムール朝のアナトリア支配にはあまり関心が寄せられていない。これは一つにはオスマン朝の再起が速やかであったため、ティムールの征服が一過性の暴風のように受けとめられたためであろう (P. Wittek など)。しかし、ティムール朝の suzerainty (Stanford Shaw) はティムール死後も存続したと見られ、これはオスマン朝の歴史において、從來考えられた以上の意味を有したのではあるまいか。

本報告においてはアンカラ戦以後のオスマン・ティムール兩朝關

係について、まず史料に見える事實を洗い直し、ついで同時代人がこの兩朝關係をいかに認識していたかを見ていきたい。史料の提供する情報は決して充分とはいえない。敗者であったオスマン朝側の史料は、ティムール朝に對する從屬的關係について寡言であり、またティムール朝史料は僻遠のアナトリアには多く言及しない。ここで注目したいのは、第三者として兩朝關係を見守っていたビザンツの史料である。本報告ではオスマン、ティムール、ビザンツ側の諸史料を用いて、標題のテーマに關する情報整理を行ないたいと思ふ。

東部ジャワのムスリム村落における

イスラムと慣習

今永清二

インドネシアのイスラム社會においては、イスラム教と土着のアニミズムとが果層化して信仰され、ムスリム村落ではさまざまな慣習 (アダット) が現實的機能を果しているといわれる。

報告者は昨年十月、東部ジャワのジョンバン縣下のカンボンヒブドゥグで、イスラム法と慣習に關するヒアリングを行い、ムスリム生活について調査を実施した。

カンボンヒブドゥグは三〇一戸からなる農村で、信仰心の厚いムスリム村落であるとの印象をうけたが、同時にさまざまな慣習が行われており、調査の主要項目であった結婚・離婚においても、イス

ラム法にもとづくとはいいながら、多くの慣習による儀禮が行われていた。すなわち、イスラムと慣習の累層化現象である。

この事實は、中部ジャワのジョクジャカルタ郊外のカルラハン・ウオノコロモで實施した調査でも認められた。しかし、カンボン・ブドゥグは後者と比較した場合、イスラム教神秘主義（スーフイズム）の殘滓と推定される性格もみられ、中部ジャワのムスリム村落と異なるイスラム信仰の一面が認められる。

中部ジャワのムスリム村落との對比において、東部ジャワのカンボン・ブドゥグのムスリム生活の實態について報告し、かつ、クリフォード・ギーアツの提唱したジャワ・ムスリム三階層區分の問題についても考察を加えたい。

漢代の七科謫とその起源

堀 敏 一

秦の始皇帝から漢の武帝期にかけて、しばしば兵として徵發された謫（謫・適）戍・謫民・謫卒については、ある場合に七科謫とよばれて、謫民を構成する七種類の人々が擧げられている。謫民とよばれる人々がこの七種類に限られるかどうかは一つの問題であるが、この報告では、ここに擧げられた種類の人々が、漢代にどのような身分的扱いをうけたかを第一の問題とする。この問題は從來多くの研究に論及されているが、とくに七科のうちの過半を占める賈人（ないしそれに類する人々）とその子孫については、意見の一

致しない點がある。この點について私は、賈人は奴婢とは區別すべきであるが、一般庶人即ち農民とは差別されたもので、その性格はすくなくとも前漢代を通じて續いたと考える。七科のうちの他の身分も、これと共通した點をもつ。第二の問題は、このような身分の起源であるが、それは先秦時代にさかのぼる。それは先秦時代の社會構造と密接な關係をもつものと考ええる。それが七科謫として漢代にもこされたのであるが、漢代にはより發達した社會の現實との間に矛盾を生じている。それゆえこの身分は後漢ごろには基本的に消滅するかと思われるが、その遺制は後世にも大きな影響を與えている。これが第三の問題點であらう。

宋代士大夫の寄居について

竺 沙 雅 章

前稿「北宋士大夫の徙居と買田」（史林五四—）において北宋士大夫の徙居の風を論じたが、ここでは、南宋を含めて官制の面から、この問題を考えてみようとするものである。

宋代の士大夫はおおむね終身官仕したが、その間に職事を持たない閑居の時期があった。その閑官の一つは宋代特有の制たる祠祿の官で、北宋末から多くなり、南宋初期には濫授された。大抵は任便居住が許されたので、彼等は便利な土地に寄居し、權勢を振りかざして横暴を働く者が多かった。いま一つは待闕、任を終えて次のポストを待つ官員であり、史籍にはしばしば「寄居待闕官」として表